

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年5月12日

福岡市長 高島 宗一郎 殿



提出者

住 所 福岡市早良区西新一丁目1番35号

氏 名 社会医療法人大成会 福岡記念病院 理事長 黒田 康夫
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-821-4731

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人大成会 福岡記念病院
事業場の所在地	福岡市早良区西新一丁目1番35号
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	239床
③従業員数	708名(令和4年5月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内廃棄物回収 : 看護補助者→感染性廃棄物保管庫へ保管 収集・運搬(委託) : 九州医療エコロジー株式会社 中間処理・焼却(委託) : 株式会社大島産業 最終処分・埋立処分(委託): 株式会社大島産業(管理型)若しくは株式会社大分グランマ(管理型)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	96.12 t	0.37 t
	(これまでに実施した取組) ・減量及びリサイクルの推進(具体的に雑誌・段ボールなど非感染性廃棄物についても再利用できるものは、古紙回収業者(委託)に回収依頼) ・院内LANの利用により情報を共有化し、極力用紙での打ち出しをしないようにしている		
②計画	【目標】現状の感染性廃棄物を3%削減		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	93.23 t	0.3 t
	(今後実施する予定の取組) ・感染性廃棄物と非感染性廃棄物の適正処理を行い、感染性廃棄物の排出量を3%/年の削減目標とする。 ・前年度に引き続き、医療サービスの質を維持しつつ、廃棄物発生を抑えるための呼びかけや周知を行い、減量に対する取り組みを強化する。 ・新型コロナウイルスの影響により、感染物は増加しており削減の取り組みは非常に困難である。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・段ボール(ハザート表示橙色): 固形物(ガーゼ、チューブ類) ・プラ容器(ハザード表示黄/赤): 鋭利物(注射器、メス類)/液体(血液)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現在の取組を継続して行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	96.12 t	0.37 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、委託業者の処理現場の確認実施 ・許可更新の確認 ・委託業者の評価 			

②計画	【目標】現状の感染性廃棄物を3%削減		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	93.23 t	0.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な処理現場の確認 ・許可証の確認 ・委託業者の確認評価 ・現状の感染性廃棄物を3%/年削減を目標とする 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	96.49 t	
(今後実施する予定の取組)			
平成31年4月より電子マニフェスト導入済み			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

①現状【前年度(令和元年度)実績】 ②計画【目標】	産業廃棄物の種類					排出量合計
	感染性廃棄物	廃強酸	廃強アルカリ	引火性廃油		
抑制に関する事項						
①現状 排出量	96.12	0	0	0.37		96.49
②計画 排出量	93.23	0	0	0.3		93.53
再生利用に関する事項						
①現状 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0		0
②計画 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0		0
中間処理に関する事項						
①現状 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0		0
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0		0
②計画 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0		0
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0		0
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0		0
②計画 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0		0
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
全処理委託量						
①現状	96.12	0	0	0.37		96.49
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0		0
再生利用業者への処理委託量	0	0	0	0		0
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0		0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0		0
全処理委託量						
②計画	93.23	0	0	0.3		93.53
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0		0
再生利用業者への処理委託量	0	0	0	0		0
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0		0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0		0

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和4年5月12日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

提出者

住所 福岡市早良区西新一丁目1番35号

氏名 社会医療法人大成会 福岡記念病院 理事長 黒田 康夫
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-821-4731



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和3年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

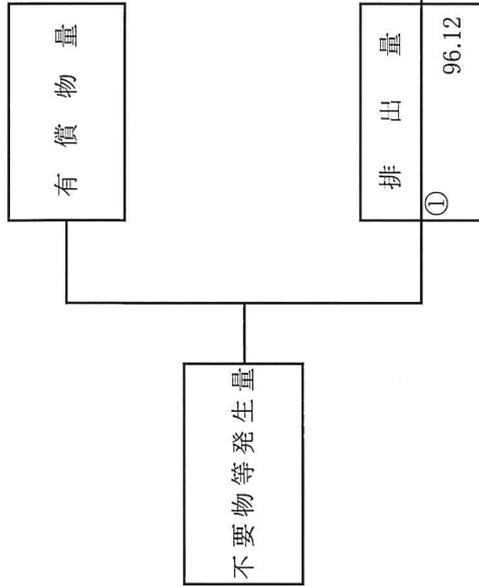
事業場の名称	社会医療法人大成会 福岡記念病院
事業場の所在地	福岡市早良区西新一丁目1番35号
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	70 t	全処理委託量	70 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 感染性廃棄物)



排出量	96.12
①	

項目	実績値
①排出量	96.12 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩全処理委託量	96.12 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。